

第6次シカ管理計画の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 約10万頭

◇被害状況

- 1 農業被害（水稻、飼料作物、野菜、果樹等）
2億2,748万円（R2）
- 2 林業被害（造林木等）
1,646万円（R2）

3 自然植生被害

早池峰山に生育する高山植物への食害

◇課題

県内のシカの推定個体数が約10万頭と推定され、県内全域に生息が確認されていることから、農林業被害等の拡大・低減を図るために、より一層の捕獲の強化等による対策が必要

〈基本目標〉

- 1 県内に生息するシカの個体数を低減させるため、当面2万5千頭以上を捕獲。
- 2 効果的な捕獲方法の導入や捕獲の担い手の育成等を行い、国の捕獲目標である令和5年度末までに個体数半減に向け取り組む
- 3 捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制
- 4 モニタリング調査を継続し、かつ、最新のデータを用いた個体数推定と将来予測の実施

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域区分
県内を3つに区分し地域ごとの対策を推進
 - (1) 北上山地南部地域
 - (2) 北上山地北部地域
 - (3) 奥羽山脈地域
- 2 個体数管理
 - (1) 狩猟の推進：狩猟期間の延長等
 - (2) 有害鳥獣捕獲：農地周辺での捕獲強化等
 - (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業：認定鳥獣捕獲等事業者に委託し、県内全域及び早池峰山周辺地域で捕獲を実施
- 3 被害防除対策
 - (1) 農林業被害対策：侵入防止柵の設置等
 - (2) 自然植生被害対策：生息情報等の収集等
- 4 生息環境管理
シカの餌場となる草地・耕作放棄地の適正管理、農地周辺の環境整備等を推進

5 モニタリング

- (1) 生息状況調査（捕獲数、分布、密度等）
- (2) 被害状況調査

6 個体数推定

新たな年度データを追加して定期的に推計を行い、個体数の動向を把握

◇その他管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体等の役割
- 2 普及啓発
計画の内容、シカの生態、被害防除研修会や捕獲に関する成功事例等の周知
- 3 他県との連携
本県の隣接県との捕獲手法の検討や個体数管理に関する情報交換
- 4 その他
 - (1) 鳥獣被害防止計画との調整
 - (2) 錯誤捕獲対応の実施体制
 - (3) 人畜共通感染症対策

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 推定個体数の更新（4万頭→約10万頭）
- 2 管理の基本目標（捕獲数値目標）の設定
- 3 定期的な個体数推定と将来予測の追加
- 4 錯誤捕獲や感染症への対応の追加
- 5 新しい捕獲手法の普及啓発の追加